注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
２　記載は、次によること。
⑴　氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
⑵　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること（この場合には申請者の押印は必要としないこと。）。
３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
４　許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）

［略］

［注１・２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区別		記載する欄	備考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	⑴　新設許可の申請（法第100条第１項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴、⑵、⑶、⑷、⑻、⑼、⑽、⑾（注１）、⑿、⒁及び⒂、３から８まで並びに９（注１）	［（注１）～（注３）　略］ （注４）　設備規則第65条第１項第１号及び第３号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注５）　設備規則第65条第１項第１号の設
	⑵　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴（注２）、⑵（注２）、⑶（注２）、⑷（注２）、⑻（注２）、⑼（注２）、⑽（注２）、⑾（注２）、⑿（注２）、⒁（注２）及び⒂（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、９（注３）、10並びに11	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	⑴　新設許可の申請の場合	１の⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑿、⒀、⒁、⒂、⒃、⒄、⒅（注４）及び⒆（注５）並びに２から８まで	

注１　記載は，次によること。
⑴　氏名については，自筆で記入したときは，押印を省略できる。法人又は団体の場合は，その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし，代表者が氏名を自筆で記入したときは，押印を省略できる。ただし，申請者が国の機関，地方公共団体，法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は，代表者の氏名の記載を要しない。
⑵　代理人による申請の場合は，申請者に関する必要事項を記載するほか，これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに，当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること（この場合には申請者の押印は必要としないこと。）。
２　電力線搬送通信設備，誘導式通信設備，誘導式読み書き通信設備，医療用設備，工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
３　用紙は，日本工業規格Ａ列４番とする。
４　許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは，申請者の住所の郵便番号，住所及び氏名を記載した封筒を申請書に添附すること。この場合において，封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

第２　［同左］

［同左］

［注１・２　同左］

３　［同左］

［同左］		［同左］	［同左］
１　［同左］	⑴　［同左］	１の⑴，⑵，⑶，⑷，⑻，⑼，⑽，⑾（注１），⑿，⒁及び⒂並びに３から９まで（注１）	［（注１）～（注３）　同左］ ［新設］
	⑵　［同左］	１の⑴（注２），⑵（注２），⑶（注２），⑷（注２），⑻（注２），⑼（注２），⑽（注２），⑾（注２），⑿（注２），⒁（注２）及び⒂（注２），３，４，５，６（注３），７（注３），８（注３），９（注３），10並びに11	
２　［同左］	⑴　［同左］	１の⑴，⑵，⑶，⑷，⑸，⑹，⑺，⑻，⑼，⑽，⑿，⒀，⒁，⒂，⒃，⒄，⒅及び⒆並びに２から８まで	［新設］